



貯玉補償基金だより

2017年 11月 通巻58号

貯玉補償基金は、加盟ホールが倒産等の事由により会員の貯玉／貯メダルの賞品交換が不能になった場合、加盟ホールに代わって会員への補償を行います。

ただし、この補償の実施にもいくつかの制限事項があります。

補償実施の適用承認

会員に対する貯玉債務の返済は、あくまでも経営法人による自己返済を基本としています。

しかし、倒産等の事由で「加盟ホールの経営法人等による会員への貯玉債務の自己返済が不能である」と貯玉補償基金理事会が判断した場合に、当基金による補償実施の適用を承認します。

補償の上限、上限超会員への対応と補償方法

補償実施時には、「1人あたり加盟ホールごとに、貯玉25万個、貯メダル5万枚」の補償上限が適用されます。当基金といたしましても、加盟ホールと協力して、補償上限超会員の解消に向けて取り組んでおります。

また、当基金が実施する補償は、風営法施行規則第36条第3項を遵守した賞品(カタログ掲載商品又は一般雑貨など)でおこないます。

貯玉の保有状況

貯玉補償基金加盟店の平成29年9月末の貯玉保有状況の集計結果を報告します。

貯玉補償基金加盟店数	6,540店
貯玉／貯メダル保有会員	約2,678万人
貯玉総額(貸玉金額換算)	約506億円
貯メダル総額(貸メダル金額換算)	約516億円
総合計	約1,022億円

補償実施報告

平成29年4月開催の理事会にて補償適用承認を受けた株式会社サンフラワー(パチンコ・スロットひまわり:埼玉県東松山市)の貯玉補償を平成29年5月に実施しました。